

光 市 記 者 発 表 資 料

令和4年12月8日

行政代執行（終了宣言）の実施について

行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づく、除去工事を完了しましたので、下記のとおり行政代執行終了宣言を実施します。

記

- 1 執行日
令和4年12月14日（水） 午前9時
- 2 代執行による除去を実施した当該建築物等
 - (1) 所在 光市光井一丁目1744番7
 - (2) 種類 居宅
 - (3) 構造 木造コンクリート瓦葺平屋
 - (4) 床面積 84.46平方メートル
- 3 代執行責任者
光市経済部次長 西 村 猛
- 4 除去後の土地について
当該土地は行政財産（保安林）であることから、松の植栽を行い、防風保安林としての役割を果たします。

問合せ 光市経済部農林水産課耕地林務係
嶋司 芳彦
TEL 0833 (72) 1509 FAX 0833 (72) 6470